

第2回米軍経ヶ岬通信所の設置に係る安全・安心対策連絡会の概要

- 開催日時 平成26年12月8日(月) 1330～1430
- 場 所 京丹後市役所峰山庁舎 205会議室
- 出席者 【京都府】総務調整課長(総務部副部長代理)、丹後広域振興局長
【京都府警察本部】警備部理事官(警備第一課長代理)
【京丹後警察署】警備課長(京丹後警察署長代理)
【京丹後市】副市長
【地域住民代表】京丹後市区長連絡協議会会長
京丹後市区長連絡協議会幹事
京丹後市防犯委員会会長
京丹後市交通安全指導員会会長
京丹後市女性連絡協議会代表
京丹後市女性連絡協議会副代表
京丹後市袖志区長
京丹後市尾和区長
【米軍経ヶ岬通信所】経ヶ岬通信所司令官代理
【航空自衛隊経ヶ岬分屯基地】副隊長(第35警戒隊長代理)
【近畿中部防衛局】企画部長、管理部長、京丹後現地連絡所長

- 説明事項 I 経緯及び現状
 - 1 本格運用開始までの流れ
 - 2 現状
- II 電波等の安全・安心(環境調査)
 - 1 これまでの環境調査の実施状況
 - 2 今後の調査予定
- III 住民の安全・安心
 - 1 居住地の状況
 - 2 米軍人等の配置状況
 - 3 集団通勤の状況
 - 4 自動車運転教習
 - 5 基地周辺の渋滞緩和策
- IV 雇用・振興策・地元交流
 - 1 地元雇用の状況
 - 2 交流事業の計画
 - 3 生活・産業への影響に対する対策

○出席者の意見等の概要

(1) 騒音対策

【意見要旨】

発電機騒音対策については、発生直後の10月下旬から早期実施を求めてきた。米軍も防衛省も騒音の状況把握に努め、対策を講じているところ、吸音パネルの設置後には、屋内において騒音が軽減されていることが実感できた。しかしながら、屋外では騒音が

聞こえていることから、自然の音に近づくよう、万全な対策が速やかに実施されるよう強く要請する。

【回答要旨（近畿中部防衛局）】

発電機騒音については、日米双方が早急に改善を講じる必要があると認識しており、自然の音に近づくよう、今後も日米が連携して更なる対策を講じていく。

(2) 交通安全対策

【意見要旨】

複数件の交通事故が発生している。安全運転の徹底を求める。

【回答要旨（近畿中部防衛局）】

27年1月には冬季の積雪・凍結といった地元の特性も踏まえた交通安全講習会を実施予定である。引き続き、警察と連携して交通安全講習などに取り組んでいく。

(3) 軍属の居住地

【意見要旨】

軍属の居住地について色々な憶測や噂が流れている。良き隣人として接していきたいと考えており、正確な情報が共有されるよう配慮願いたい。

【回答要旨（近畿中部防衛局）】

軍属の居住地については、現在、京丹後市からの要請期限である平成27年3月末までに決定すべく鋭意取り組んでいるところであるが、米側の所要数を満たすには、賃貸住宅の新規建設が必要な状況である。調整状況については、適切に情報提供していく。

(4) 工事関連

【意見要旨】

休日に工事を行う場合は、今後も地元区長への事前説明を行い、了解の上で実施すること及び景観への配慮を求める。

【回答要旨（近畿中部防衛局）】

経ヶ岬通信所の建設工事は、これまで説明してきたとおり、日曜祝日には行ってこなかったが、天候不順による遅れが生じたため、地元区長等の了解を得て、9月から10月の間の5日間に限定して実施したところである。また、景観については、可能な限り周辺環境に溶け込むよう配慮している。

以 上

第2回安全・安心連絡会要旨

I 経緯及び現状

1. 本格運用開始までの流れ

- (1) 飛行制限区域の設定
 - ・ 11月1日施行（10月2日告示）
- (2) レーダー停波手続（10月31日）に関する通知文書発出
 - ・ 関係機関と訓練を実施 → 迅速に対応
- (3) 立入禁止区域
 - ・ 米軍提供施設内のレーダー前面に立入禁止区域を設定
- (4) 基地内工事
 - ① 据付工事（10月下旬～11月上旬）
 - ② 設備関連工事（8月下旬～11月下旬）
 - ③ 管理棟建設工事（9月中旬～12月下旬）
- (5) 12月末の本格的運用開始までの準備等
12月末日途に予定されている運用開始に必要な準備を実施中

2. 現状

- (1) 基地内工事
 - ・ 現在、管理棟等の建設工事を実施中
- (2) 騒音対策
 - ① 米側による騒音防止のためコンテナの設置（11月5日）
 - ② 専門調査会社等による調査・対応策検討の実施（11月17日～）
 - ③ 米側による吸音パネルの設置（11月19日設置完了）
 - ④ 日本側による防音壁開口部への吸音パネル等の追加設置（12月6日）及び騒音軽減装置の設置（12月予定）
 - ⑤ 米側による消音装置の製作、試験及び設置（27年3月まで）
 - ⑥ 日本側による恒久的な措置として防音ハウスの設置（今年度中に予算措置し契約を行い、来年度早々の着工を追求）

(3) 交通事故

① 現状

連絡会発足後、物損事故が発生

② 今後の対応

- ・米軍に対する更なる注意喚起及び交通安全の徹底
- ・引き続き関係自治体に対する速やかな情報提供

II 電波等の安全・安心（環境調査）

騒音、電磁界強度、水質の3項目については、四季を考慮しつつ、運用開始前後の適切な比較ができるよう調査を実施

1. これまでの環境調査の実施状況

- 騒音調査：平成26年2月、5月及び8月
- 電磁界強度調査：平成26年3月、7月及び10月
- 水質調査：平成26年3月、7月及び10月

2. 今後の調査予定

- 騒音調査：平成27年2月、5月及び8月
- 電磁界強度調査：平成27年1月、4月及び7月
- 水質調査：平成27年3月、7月及び11月

III 住民の安全・安心

1. 居住地の状況

(1) 現在の居住/宿泊地

- ・峰山町： ホテルつかさ峰山、プラザホテル吉翠苑、シティホテル峰山
- ・網野町： ホテル小さな白い花
(軍人は基地内居住施設完成までの間、宿泊)

(2) 今後の軍属居住地

- ・軍属は、当面は市内のホテルに宿泊
- ・市内の既設・新設の賃貸住宅の確保に努力

2. 米軍人等の配置状況

- ・ 11月半ばで、米軍人等の人数約120名
（内軍人約20名、軍属約100名）
- ・ 米軍関係者の視察やレーダー据付け等の短期出張者もあり、当該人数は常に一定ではないが、本格運用開始後は、最大約160名

3. 集団通勤の状況

- ・ 現在、常駐の米軍人等は勤務シフト毎に集団通勤を実施
- ・ 集団通勤は、京丹後市の地理を熟知した地元のバス会社と契約し、シャトルバスを運行

4. 自動車運転教習

- ・ 地域の交通事情等について講義を行い、日本での運転経験の浅い者に対する実車教習を実施
- ・ 冬季運転講習(雪道走行) → 来年1月実施予定

5. 基地周辺の渋滞緩和策

- ・ 基地ゲート前に車両待機場を設置予定

IV 雇用・振興策・地元交流

1. 地元雇用の状況

- ・ 同基地に係る地元雇用について、渉外担当等、従業員6名を雇用

2. 交流事業の計画

- ・ 京丹後市国際交流協会主催の日本文化紹介事業に参加予定（12月21日）
- ・ 袖志・尾和区等の方々と日米地元料理交流事業（案）を計画中（27年3月）

3. 生活・産業への影響に対する対策

(1) 生活・産業対策

- ・ 平成26年度事業（18件）を実施中【再編交付金】
- ・ 尾和用水路事業を実施中（26年度から）【障害防止事業】

(2) 交通環境整備対策

- ・ 浜丹後線、間人大宮線の改良事業を実施中（26年度から）
【民生安定事業】

○国土交通省告示第九百三十六号
航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第七十三条の規定に基づき、飛行制限区域を定める告示（平成十八年国土交通省告示第七百四十七号）の一部を次のように改正する。
平成二十六年十月二日
国土交通大臣 太田 昭宏
表に次のように加える。

米軍経ヶ岬通信所（北緯三十五度四十五分五十三秒東経百三十五度一分四十五秒）を中心とする半径六キロメートルの円内の区域のうち北緯三十五度四十五分五十三秒の線の北側にあるもの	三分の間	地表面又は水面から一万九千フィート以下の高度における飛行であること
---	------	-----------------------------------

附 則
この告示は、平成二十六年十一月一日から施行する。

○国土交通省告示第九百三十七号
住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十六年十月二日
国土交通大臣 太田 昭宏
特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法を認めた方法の名称	性能表示事項	特別評価方法を認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1240	結露の発生を防止する対策に関する基準に代わる構造方法に応じて評価する方法	5-1 省エネルギー対策等級	旭化成ホームズ株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目2番1号	平成26年9月18日

○国土交通省告示第九百三十八号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十六年十月二日
国土交通大臣 太田 昭宏

- 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
柚野布沢川
- 二 砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線（標柱六号と七号については、昭和六十一年建設省告示第八百九十一号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と十二号を昭和六十一年建設省告示第百五十一号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
静岡県富士宮市上柚野
字馬込 六九七番一 一号
六九四番一 二号
字芝山 一三三六番 三号
一一三五番一 四号
一一三八番一 五号

○国土交通省告示第九百三十九号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十六年十月二日
国土交通大臣 太田 昭宏

- 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
砂防法第二条の土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福井県敦賀市縄間
六六号田幸谷 七番五 一号
七番一 二号及び四号
七番七 二号
八番一六 五号から七号まで
- 二 砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福井県敦賀市縄間
六六号田幸谷 七番五 一号
七番一 二号及び四号
七番七 二号
八番一六 五号から七号まで

○国土交通省告示第九百四十号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成二十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。
平成二十六年十月二日
国土交通大臣 太田 昭宏

別表の七の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「ト 奈良事務所 奈良県奈良市二条大路南一丁目二番十一号」を「ト 岡山支店 岡山県岡山市北区下石井二丁目一番十八号」を「ト 岡山支店 岡山県岡山市北区下石井二丁目一番十八号」とし、リからルまでをリからヌに改める。
○海上保安庁告示第百十五号
水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。
平成二十六年十月二日
海上保安庁長官 佐藤 雄一

- 一 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所 独立行政法人海洋研究開発機構 神奈川県横須賀市夏島町二番地一五
- 二 水路測量を実施する区域及び期間
イ 区域 北緯四一度一五分東経一四三度一五分、北緯四一度一五分東経一四六度、北緯三七度四五分東経一四六度、北緯三七度四五分東経一四三度一五分の各点で囲まれる海域
ロ 期間 平成二十六年十月三日から平成二十六年十月二十七日まで
- 三 水路測量の実施方法 GPSによる測位、マルチチャンネル反射法による音波探査等

○東北地方整備局告示第百四十号
次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十六年十月二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年十月二日
東北地方整備局長 縄田 正

- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 路線名 四十九号
- (三) 道路の区域
区 間
変更前 敷地の幅員 延長
後別 一五・三六メートル
後前 一五・三六メートル
後後 一九・三〇メートル
後後 一六・五七メートル
後後 〇〇・二八四メートル
- (四) 図面縦覧場所 東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

平成26年10月31日
防 衛 省

経ヶ岬飛行制限区域に係る停波要請手続等について（概要）

レーダー停波手続きについて、関係機関に通知しましたので、その概要をお知らせします。

1 米軍に対する停波要請手続等

停波要請は、短時間で確実に停波を行うとの観点から、現地米軍に直接、電話及びFAXで要請を行う。

(1) 電話による要請

電話にて、所定の連絡先に、必要事項を連絡し停波要請

(2) FAXによる要請

電話連絡後、必要な事項を記載し、現地米軍に速やかに送付

2 航空自衛隊によるバックアップ

停波要請は、原則として、上記1のとおり要請者から直接現地米軍に対し行うことが最も効率的であり、現地米軍もこの手続きに基づき速やかに対応することとしています。想定されない何らかの理由で現地米軍と連絡が取れない場合は、バックアップ措置として、航空自衛隊が現地米軍との調整を行う。

3 停波後の米軍に対する連絡

次の場合、停波後又は停波要請後に、米軍にその旨を連絡する。

(1) 当初に要請された時間を超える必要が生じた場合

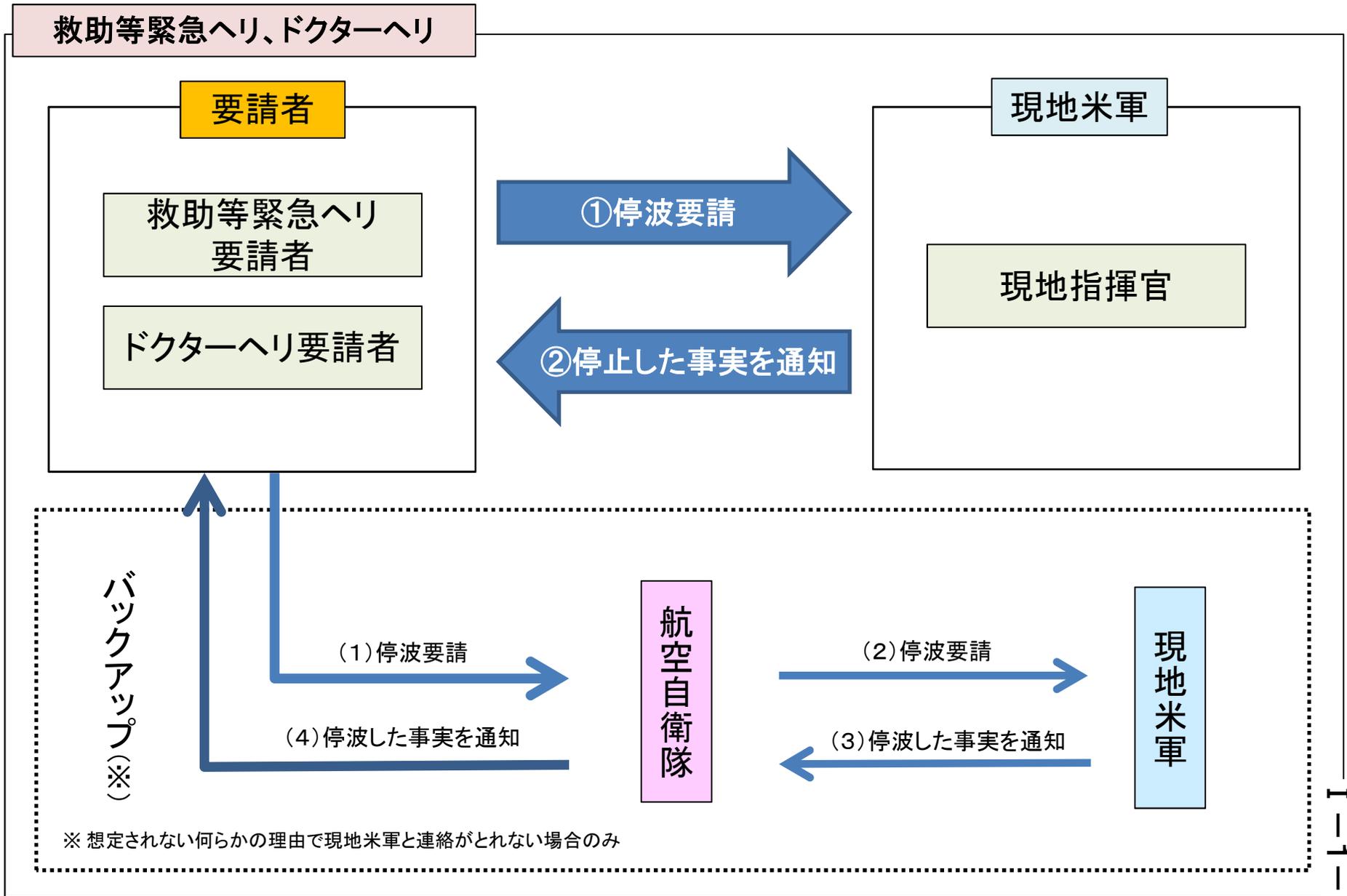
(2) 停波を要請したが、飛行制限区域を飛ぶ必要がなくなった場合

4 その他

本停波手続きについては、確実な実行性を継続的に確保するため、必要に応じて通報訓練の実施及び本手順の見直しを行うこととする。

以 上

自治体等からの停波要請フローチャート

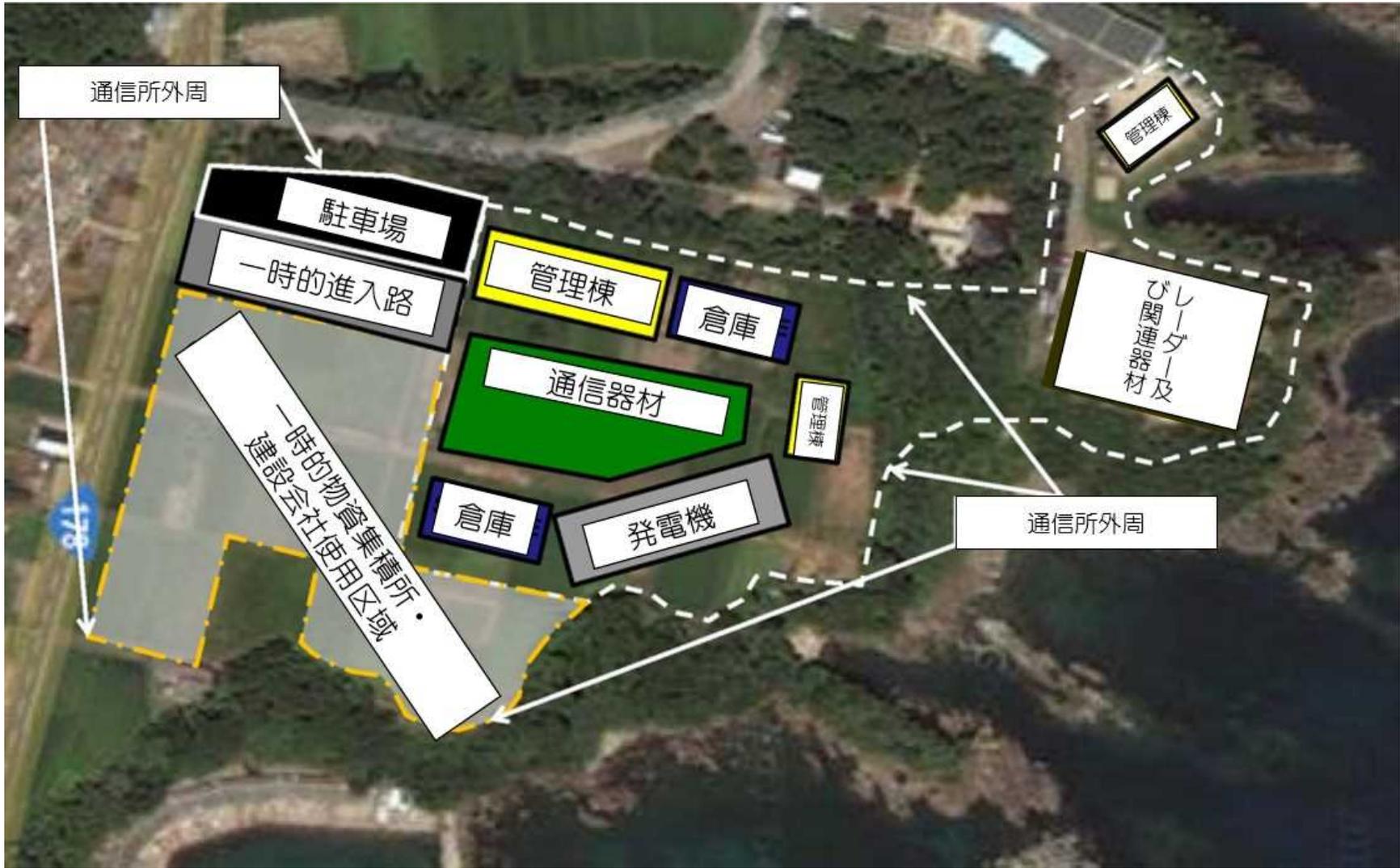


米軍経ヶ岬通信所 第 I 期工事予定表

工 種	5月	6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月														
	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬												
着 工	☆ 27																																	
仮囲いほか	■																																	
敷地造成		■																																
ユーティリティ (地下埋設部)					■																													
本設フェンス					■																													
コンクリートパッド					■																													
側溝埋設工事					■																													
ユーティリティ (地上部)								■																										
野積場								■																										
建物工事											■																							

本表は、米軍から得た情報を基に近畿中部防衛局が作成したものであり、工事の進捗状況等により今後変更があり得る。

第 I 期の建設工事完了後 (2014年)



※変更となる可能性あり

現在の経ヶ岬通信所の様子（平成26年12月4日（木）付）



管理棟

通信器材

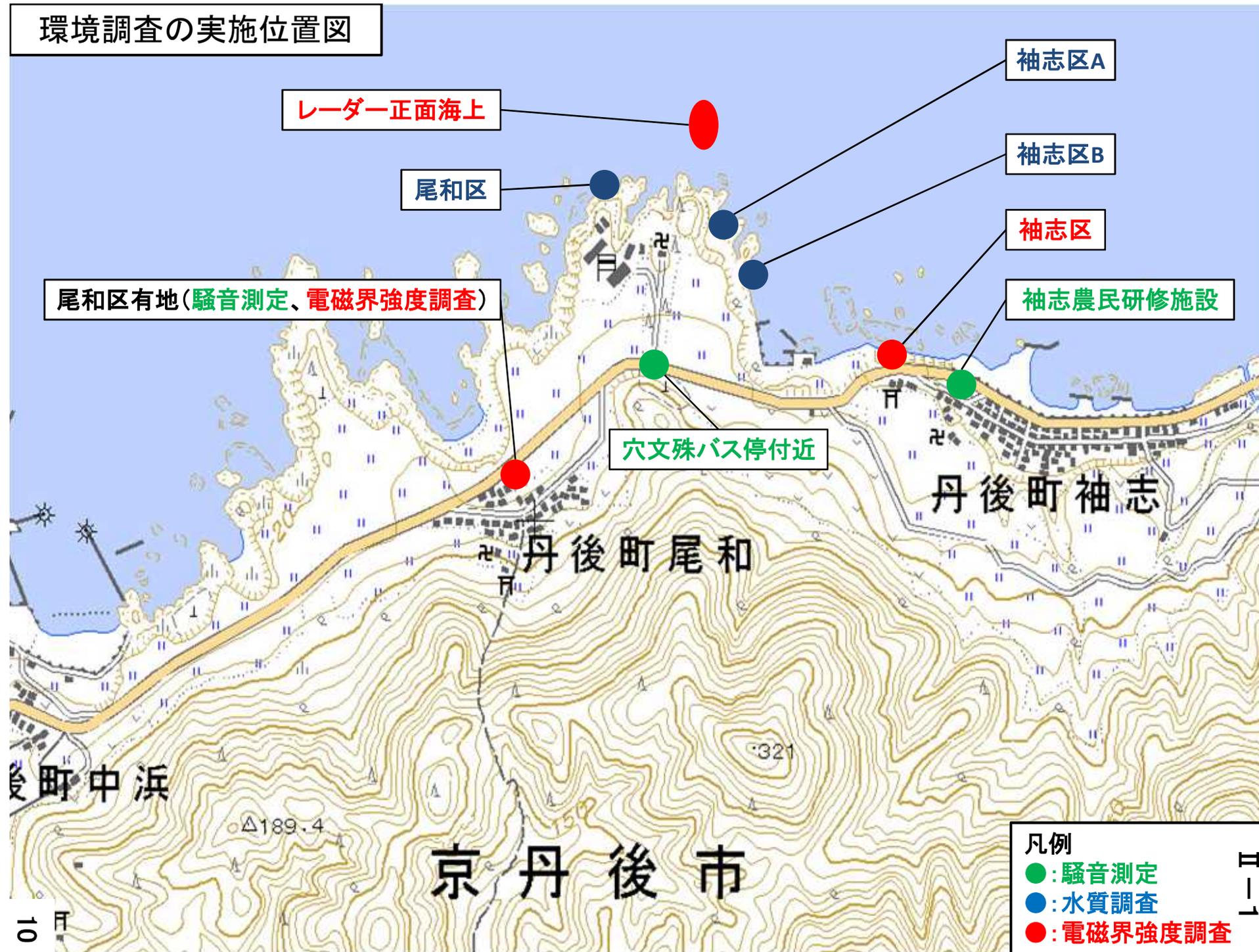
発電機

倉庫





環境調査の実施位置図



レーダー正面海上

尾和区

尾和区有地(騒音測定、電磁界強度調査)

穴文殊バス停付近

袖志区A

袖志区B

袖志区

袖志農民研修施設

丹後町袖志

丹後町尾和

丹後町中浜

京丹後市

- 凡例
- : 騒音測定
 - : 水質調査
 - : 電磁界強度調査

騒音度調査計測値

Ⅱ - 1

- 1 調査日：平成26年8月30日(土)～31日(日)
- 2 調査場所：経ヶ岬通信所周辺地域3箇所
(袖志農民研修施設、穴文殊バス停付近及び尾和区有地)
- 3 調査内容：1900～翌日1900までの24時間測定
- 4 計測値：下表のとおり

(単位：dB)

昼夜別	運用前		
	第1回計測値 (26. 2. 25～26)	第2回計測値 (26. 5. 14～15)	第3回計測値 (26. 8. 30～31)
昼間値 (0600～2200)	53. 1～58. 0	50. 8～59. 1	60. 2～63. 4
夜間値 (2200～0600)	48. 0～50. 8	44. 7～50. 2	54. 0～57. 4

※参考 騒音の目安(出典「全国環境研協議会 騒音小委員会」)

30～40dB:山村の田畑、山間の戸建住宅地(昼間)、町の戸建住宅地(夜間)

40～50dB:図書館館内、霊園(昼間)、町の戸建住宅地(昼間)

50～60dB:役場・郵便局の窓口周辺、博物館館内、書店店内、海辺

60～70dB:一般道路周辺(夜間)、ファミリーレストラン店内、バス車内

70～80dB:幹線道路周辺(昼間)、在来鉄道車内、航空機内、蟬の声

80～90dB:ゲームセンター店内、パチンコ店内

電磁界強度調査計測値

II - 1

- 1 調査日：平成26年10月20日(月)
- 2 調査場所：経ヶ岬通信所周辺地域3箇所
(レーダー設置正面海上1箇所、袖志区及び尾和区の陸上各1箇所)
- 3 調査内容：各調査場所における電力密度を計測
- 4 計測値：下表のとおり

(単位:mW/cm²)

電波防護指針値	運用前		
	第1回計測値 (26. 3. 19)	第2回計測値 (26. 7. 28)	第3回計測値 (26. 10. 20)
1以下	0.00~0.09	0.00	0.00

水質調査計測値

Ⅱ - 1

- 1 調査日：平成26年10月17日(金)
- 2 調査場所：経ヶ岬通信所周辺海域3箇所(尾和区1箇所、袖志区2箇所)
- 3 調査内容：下記項目について計測
- 4 計測値：下表のとおり

項目	単位	環境基準値	運用前		
			第1回計測値 (26. 3. 19)	第2回計測値 (26. 7. 28)	第3回計測値 (26. 10. 17)
水素イオン濃度 (pH)	pH	7. 8以上 8. 3以下	8. 1	7. 0~7. 5	8. 2
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	2以下	1. 0~1. 6	1. 1~1. 2	0. 9~1. 2
ノルマンヘキサン抽出物質 (油分等)	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	不検出
大腸菌群数	MPN/ 100mL	1000以下	2未満	45~220	2未満
全窒素	mg/L	0. 3以下 (年間平均値)	0. 17~0. 26	0. 13~0. 16	0. 10~0. 13
全磷	mg/L	0. 03以下 (年間平均値)	0. 016~0. 027	0. 01~0. 014	0. 009~0. 013
溶存酸素量 (DO)	mg/L	7. 5以上	/	6. 6~7. 6	7. 7~8. 1
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	2以下 (河川に係る基準値)	0. 9~1. 5	1. 1~1. 5	1. 0~1. 1
浮遊物質 (SS)	mg/L	2. 5以下 (河川に係る基準値)	1~2	2	3~4

溶存酸素量(DO)は、運用前第2回調査から調査項目に追加

集団通勤で使用しているシャトルバス



安全・安心対策の取組 ～交通安全講習会を開催～

近畿中部防衛局と京丹後警察署は、平成26年10月2日、京丹後市網野町の網野自動車教習所に御協力いただき、米軍経ヶ岬通信所に勤務する軍人等を対象とした交通安全講習会を開催しました。講習会は、市民の安全・安心対策の一つとして企画したものであり、司令官のオルブライト少佐を始め73名が参加し、日米の交通ルールの違いに関する講義や右ハンドル車・左側通行に慣れるための実車講習を通じ、地域の道路交通事情や交通安全に対する理解を深めました。



教習車(電気自動車)に乗車するオルブライト少佐



講義の状況

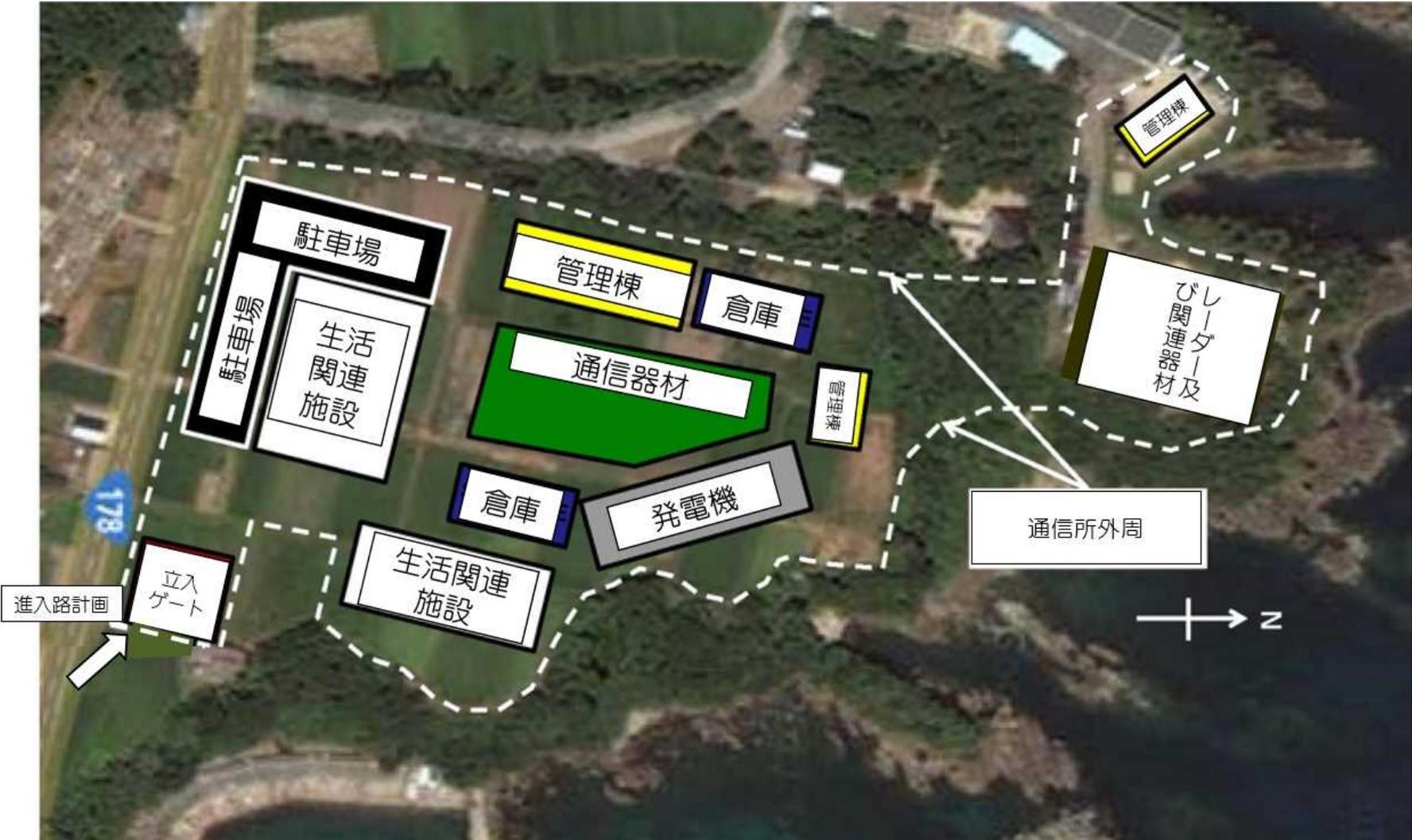


実車講習の状況



実車講習・自転車走行講習の状況

第II期の建設工事完了後（2017年）



※変更となる可能性あり

経ヶ岬通信所に勤務する駐留軍等労働者

- ◆ 現在、経ヶ岬通信所では、6職種6名の駐留軍等労働者の方々が採用。

(6職種)

社会関係（連絡）専門職【通訳、広報】

管理専門職【一般事務】

書簡事務職【郵便物の受理、管理】

サービス契約検査主任職【業者が行う業務の検査】

車両運転手【車両運転】

補給専門職【補給品の在庫管理】

- ◆ 採用者のうち、4名の方々が地元京丹後市出身者。

(年齢) 20代～40代

(性別) 男性：3名、女性：3名

(出身地) 京丹後市（Uターンの者を含む）：4名、その他（京丹後市近郊含む）：2名

Lunch & Tea Party

At 豪商 稲葉本家



Sunday, December 21, 11:00am - 2:00pm

Would you like to enjoy Japanese food and culture such as *Tango Bara-sushi* and green tea with local residents at the tasteful Japanese house, *Inaba-honke*?

We are looking forward to seeing you!

◆ **Date: Sunday, December 21**

11:00am - 2:00pm

◆ **Location: Wealthy merchant: Inaba-**

honke (Inaba head family)

(3102, Kumihama-cho, Kyotango-shi, Kyoto)

◆ **Participation fee: 800 yen**

(Payment is on the day.)

◆ **Limit: 20 people**

◆ **Application: Please contact us at the e-mail address or phone number below by December 12 (Fri).**



We introduce a
traditional Japanese
instrument ♪

【Contact & application: Kyotango City International Association】

Address: 889, Sugitani, Mineyama-cho, Kyotango-shi, Kyoto 627-8567 Japan
(In Kyotango City Planning and General Affairs Department)

Phone: 0772-69-0120

Fax: 0772-69-0901

E-mail: kokusai_koryu@city.kyotango.kyoto.jp

(Contact: Secretariat ASADA)

Kyotango City International Association

For those who do not speak Japanese as a native language in Kyotango City

We started Japanese Language Class!

"Though living in Kyotango City, I barely have a chance to study Japanese."

"I want to join in local activities. But I don't know Japanese and can't fit in."

Do you have such worries?

Kyotango City International Association is going to start a Japanese Class for those people. Class size is small and you can learn Japanese culture, too.

Why don't you join us!

Who can join in?

People who does not speak Japanese as a native language in Kyotango City

How long is each class?

2 hours

How much?

200 yen/lesson for members

(300 yen/lesson for non-members)

(You must purchase our lesson tickets and give one to your teacher each lesson. Tickets are available at our office, 5 tickets per set)



About teacher, schedule, place, we will discuss with each student and decide later.

*Please fill in all the necessary items on the enclosed application form and bring it to Kyotango City International Association Office.

TEL : 0772-69-0120 FAX : 0772-69-0901

E-mail : kokusai_koryu@city.kyotango.kyoto.jp

平成26年度経ヶ岬関連補助金等執行状況

	事業の名称	補助事業者名	交付決定		事業費	備考	
			年月日	補助額			
障害防止	(平成26年度単歳分)	京丹後市長		千円	千円		
	尾和用水路		26. 7.18	46,286	46,286	実施設計(用水路設計) 一式	
	尾和用水路 (その2)		26. 9.24	31,670	31,670	実施設計(取水施設・ポンプ設計) 一式	
	2件			77,956	77,956		
道路改修等	(平成25年度単歳繰越分)	京都府知事		千円	千円		
	浜丹後線		26. 7.16	69,880	99,829	改良:調査、設計、測量 繰越承認:H.26.3.19、繰越額:69,880千円、25'支出額:0円	
	間人大宮線		26. 7.16	34,600	49,429	改良:調査、設計、測量 繰越承認:H.26.3.19、繰越額:34,600千円、25'支出額:0円	
	2件			104,480	149,258		
再編交付金	(平成25年度単歳繰越分)	京丹後市長					
	福祉の増進及び医療の確保に関する事業:総合検診事業		26. 9. 3	79,978	79,978	基金造成(総合検診) 一式 繰越承認:26. 3.19、繰越額:79,978千円、25'支払額:0円	
	(平成26年度単歳分)						
	交通の発達及び改善に関する事業:袖志漁港操業環境整備事業		26. 7.10	11,024	11,025	浚渫工 V=1,150m ³	
	企業の育成及び発展並びにその経営の向上を図る事業:尾和地区西野新田農道等改良事業(その1)		26. 7.18	1,200	1,285	実施設計(農道改良等) 一式	
	防災に関する事業:災害予防警防用資機材整備事業		26. 8.27	30,863	30,863	災害予防警防用資機材及び積載車 一式	
	住民に対する広報に関する事業:基地対策支援員設置事業		26. 8.28	600	1,478	臨時職員(通訳及び事務補助) 1名	
	企業の育成及び発展並びにその経営の向上を図る事業:高機能冷凍装置整備事業		26. 8.28	1,400	1,569	調査探究業務 一式	
	環境衛生の向上に関する事業:宇川地区配水管布設替事業		26. 9. 3	12,300	13,010	実施設計 一式	
	教育・スポーツ及び文化の振興に関する事業:旧竹野小学校体育館耐震改修事業		26. 9. 4	1,800	1,944	耐震診断 一式	
	住民の生活の安全の向上に関する事業:駅舎駐輪場防犯カメラ設置事業		26. 9.10	4,900	5,184	防犯カメラ設置工 8基	
	教育・スポーツ及び文化の振興に関する事業:小・中学校情報教育環境整備事業(その1)		26. 9.17	8,000	8,501	情報教育機器の26'リース代 一式	
	教育・スポーツ及び文化の振興に関する事業:小・中学校情報教育環境整備事業(その2)		26. 9.17	208,200	208,200	基金造成(情報教育機器の27~30'リース代) 一式	
	福祉の増進及び医療の確保に関する事業:成人用肺炎球菌予防接種事業		26. 9.30	13,200	18,918	成人用肺炎球菌予防接種 一式	
	企業の育成及び発展並びにその経営の向上を図る事業:尾和地区西野新田農道等改良事業(その2)		26.10.16	3,000	3,283	農道等整備工事 W=2.1m,L=82.5m	
	公園及び緑地の整備に関する事業:ふれあいの広場設置助成事業		26.10.17	3,800	4,025	用地測量、設計業務 一式	
	防災に関する事業:袖志地区有線放送設備設置助成事業		26.10.24	5,400	5,748	有線放送施設 一式(間接補助事業)	
	住民の生活の安全の向上に関する事業:京丹後市LED防犯灯交換費補助金事業		26.10.27	42,400	44,693	LED防犯灯 3,204灯(間接補助事業)	
	防災に関する事業:京丹後市ふるさとレスキューAED設置事業費補助金事業		26.10.27	600	698	自動体外式除細動器 2台(間接補助事業)	
	住民の生活の安全の向上に関する事業:宇川地区防犯カメラ設置事業		26.11. 5	4,800	5,151	防犯カメラ設置工 7基	
			18件		433,465	445,553	
			22件		615,901	672,767	